

平成 28 年第 1 回（定例会）

日向東臼杵広域連合議会会議録

平成28年 2 月24日

日向東臼杵広域連合議会

平成28年

第1回日向東臼杵広域連合議会
(定例会) 会議録

日向東臼杵広域連合告示第1号

平成28年第1回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成28年2月15日

日向東臼杵広域連合長 黒木健二

記

- | | | | | |
|---|---|---|---------------|----------|
| 1 | 期 | 日 | 平成28年2月24日（水） | 午後2時開会 |
| 2 | 場 | 所 | 日向市本町10番5号 | 日向市議会議事堂 |

目 次

目 次

会期及び議事日程	1 1
付議事件名並びに審議結果	1 2
2月24日	
議事日程第1号	1 5
開 会	1 6
仮議席の指定	1 6
会議録署名議員の指名	1 7
日程第1 会期の決定	1 7
日程第2 議席の指定	1 8
日程第3 常任委員会委員の選任	1 8
日程第4 議会運営委員会委員の選任	1 9
日程第5 広域連合長提出議案第1号審議	1 9
上程	1 9
提案理由説明（広域連合長）	1 9
質疑	2 0
委員会付託（省略）	2 0
討論	2 0
採決	2 0
日程第6 広域連合長提出議案第2号～第7号審議	2 0
上程	2 0
提案理由説明（広域連合長）	2 1
補足説明（広域連合事務局長）	2 2
質疑	2 6
委員会付託（省略）	2 7
討論	2 7
採決	2 7
閉 会	2 7

会 期 及 び 議 事 日 程
付 議 事 件 名 並 び に 審 議 結 果

会期及び議事日程

1、会 期 2月24日(1日間)

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
2月24日	水	本 会 議	仮議席の指定 会議録署名議員の指名
			1、会期の決定 2、議席の指定 3、常任委員会委員の選任
		委 員 会	副委員長の互選
		本 会 議	4、議会運営委員会委員の選任
		委 員 会	副委員長の互選
		本 会 議	5、広域連合長提出議案第1号審議 (上程、提案理由説明、質疑、討論、採決) 6、広域連合長提出議案第2号～第7号審議 (上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	監査委員の選任について	原案同意
2	日向東臼杵広域連合行政不服審査法施行条例	原案可決
3	日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
4	日向東臼杵広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
5	第4次日向東臼杵広域連合広域計画の策定について	原案可決
6	平成27年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）	原案可決
7	平成28年度日向東臼杵広域連合予算	原案可決

2 月 24 日

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 8 年 2 月 2 4 日 午後 2 時開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 議席の指定
日程第 3 常任委員会委員の選任
日程第 4 議会運営委員会委員の選任
日程第 5 広域連合長提出議案第 1 号審議
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
日程第 6 広域連合長提出議案第 2 号～第 7 号審議
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○

○本日の会議に付した事件

- 1、会期の決定
- 2、議席の指定
- 3、常任委員会委員の選任
- 4、議会運営委員会委員の選任
- 5、広域連合長提出議案第 1 号
- 6、広域連合長提出議案第 2 号～第 7 号

○

出席議員 (17名)

1 番	畝 原 幸 裕	2 番	松 葉 進 一
3 番	若 杉 盛 二	4 番	友 石 司
5 番	黒 木 高 広	6 番	日 高 和 広
7 番	三 樹 喜久代	8 番	海 野 誓 生
9 番	森 田 久 寛	1 0 番	甲 斐 勲 一
1 1 番	若 本 幸 徳	1 2 番	中 田 政 雄
1 3 番	那 須 清	1 4 番	椎 葉 苧 一

15番 安田茂明
17番 菊地稿治

16番 内山田善信

説明のための当局出席者

広域連合長	黒木健二	副広域連合長	安田修
副広域連合長	尾畑英幸	副広域連合長	西川健
副広域連合長	椎葉晃充	副	長 小林隆洋
代表監査委員	成合学	会計管理者	寺原政志
広域連合長 事務局長	児玉貴美	日向市長 総合政策部	奈須典夫
日向市総務部長	甲斐敏	日向市長 市民環境部	黒木雅由
日向市建設部長	松田洋玄	川町長 門環境水道課	山松富士光
美郷町長 民生生活課長	廣瀬雄二	塚村長 諸民福祉課	甲斐光治
椎葉村長 税務住民課長	黒木治実		

議会事務局出席者

局長 柏田淳一 書記 濱田卓己

開会 午後2時00分

議長（畝原幸裕） ただいまから平成28年第1回日向東白杵広域連合議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

議長（畝原幸裕） この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

このたび美郷町議会から選出された議員の仮議席は、ただいま着席の議席と指定します。

会議録署名議員の指名

議長（畝原幸裕） 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員に、4番友石司議員と15番安田茂明議員を指名します。

日程第1 会期の決定

議長（畝原幸裕） 日程第1、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び議事日程について、議会運営委員会の審査の経過及び結果の報告を委員長に求めます。8番海野誓生議員。

8番（海野誓生）〔登壇〕 それでは、御報告申し上げます。

本日招集されました、平成28年第1回定例会の会期及び議事日程につきまして、去る2月5日と2月12日に議会運営委員会を開催しましたので、委員会における審査の経過並びに結果について報告をいたします。

本定例会に提案されます議案は、人事案件1件、条例3件、事件決議1件、補正予算1件、新年度当初予算1件の計7件であります。

以上の議案につきまして、当局から概要の説明を受け、審査しました結果、会期を本日1日間とし、議事日程は、お手元に配付してあります案のとおり決定しました。

まず、日程第2、議席の指定についてですが、美郷町議会選出議員2名の議席の指定を行うものです。

次に、日程第3、常任委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第1項の規定により、美郷町議会選出議員について議長が指名をいたします。委員の選任後、休憩をとりまして、総務常任委員会で副委員長の互選を行うこととなります。

次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第1項の規定により、美郷町議会選出議員について議長が指名します。これも、委員の選任後、休憩をとりまして委員会を開催し、副委員長の互選を行うこととなります。

次に、日程第5、広域連合長提出議案第1号及び日程第6、広域連合長提出議案第2号から第7号の審議方法については、いずれも会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、一審議で採決まで行う予定です。

以上、本定例会の会期及び議事日程につきまして、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（畝原幸裕） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 質疑を終わります。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第2 議席の指定

議長（畝原幸裕） 次は、日程第2、議席の指定を行います。

このたび美郷町議会から選出された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

日程第3 常任委員会委員の選任

議長（畝原幸裕） 次は、日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

このたび美郷町議会選出議員の改選に伴う各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

総務常任委員会委員に甲斐勲一議員、業務常任委員会委員に森田久寛議員、以上のとおり指名いたします。

総務常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定により、直ちに委員会を開き、副委員長との互選を行い、互選の結果を議長まで報告をお願いします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時05分

開議 午後2時09分

議長（畝原幸裕） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会から副委員長の互選結果の通知がありましたので報告します。

副委員長、甲斐勲一議員。

以上であります。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

議長（畝原幸裕） 次は、日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

このたび美郷町議会選出議員の改選に伴う議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

議会運営委員会委員に、甲斐勲一議員を指名します。

議会運営委員会は、委員会条例第8条第2項の規定により、直ちに委員会を開き、副委員長との互選を行い、互選の結果を議長まで報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時10分

開議 午後2時13分

議長（畝原幸裕） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から副委員長の互選結果の通知がありましたので報告します。

副委員長に甲斐勲一議員。

以上であります。

日程第5 広域連合長提出議案第1号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（畝原幸裕） 次は、日程第5、広域連合長提出議案第1号監査委員の選任についてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、9番森田久寛議員の除斥を求めます。

〔森田久寛議員 退席〕

議長（畝原幸裕） 広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（黒木健二） 〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

議員各位におかれましては、平成28年第1回日向東白杵広域連合議会に御参集をいただきまして、まことに御苦労さまでございます。

それでは、早速、議案の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

今議会におきまして審議をお願いいたします議案は、人事案件1件、条例3件、事件決議1件、平成27年度補正予算1件、平成28年度当初予算1件の計7件であります。

まず、議案第1号監査委員の選任についてであります。

監査委員お二人のうち、美郷町議会の議会構成の変更に伴い、議会選出監査委員甲斐栄議員

の後任として、森田久寛さんを選任いたしたく、議会の御同意を求めるものであります。

前任の甲斐栄議員におかれましては、平成26年2月から本年2月までの約2年間にわたり、多大な御尽力をいただいたところであります。

ここに改めて、今日までの御苦勞に対しまして、心から感謝の意を表するものであります。

また、後任としてお願いしたい森田久寛議員は、長年にわたり、美郷町議会議員等を歴任され、広く行政に関して高い識見と豊富な経験をお持ちであることから、監査委員として御活躍いただけるものと確信いたしまして、ここに選任申し上げる次第であります。

以上、御提案申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

議長（畝原幸裕） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 討論を終わります。

採決します。議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、9番森田久寛議員の除斥を解きます。

〔森田久寛議員 入場〕

日程第6 広域連合長提出議案第2号～第7号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（畝原幸裕） 次は、日程第6、広域連合長提出議案第2号から第7号までの6件を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（黒木健二）〔登壇〕 続きまして、議案第2号日向東臼杵広域連合行政不服審査法施行条例についてであります。

本条例は、行政不服審査制度の見直しにより、行政不服審査法が全面的に改正されたことに伴い、地方公共団体における行政不服審査会の設置や諮問手続などを規定する必要があることから、行政不服審査会の組織及び運営に関すること、そのほか行政不服審査法の施行に関し、必要な事項を新たに定めるものであります。

次に、議案第3号日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係する用語の整備、そのほか所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正され、人事評価制度の導入及び退職者の管理に関する規定が設けられたことに伴い、関係する二つの条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号第4向日向東臼杵広域連合広域計画の策定についてであります。

本計画は、広域連合が行う施策の指針を示すものであり、地方自治法第291条の7の規定により策定することが義務づけられています。

本広域連合も、これまで本計画に基づいて総合的かつ計画的に施策を実施しているところでありますが、現在の広域計画は、本年度でその計画期間が満了するため、平成28年度から32年度までの5年間の次期広域計画について、議会の議決を求めるものであります。

最後に、予算について説明をいたします。

まず、議案第6号平成27年度日向東臼杵広域連合補正予算についてであります。

今回の補正は、清掃センターから日向市一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分される焼却残渣の量が予定より多く見込まれることになったことから、その処分に係る経費を確保するものであります。

次に、議案第7号平成28年度日向東臼杵広域連合予算についてであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,200万円、前年度比4.8%の増となりました。予算総額が増となった主な要因といたしましては、清掃センター基幹整備のために、平成25年度に借り入れました組合債の元金償還の開始によるものや、老朽化した設備機器の維持補修に係る経費の増によるものであります。

歳出の主なものであります。清掃センター及び斎場の運転管理業務委託を初め、当該施設

の管理運営費並びに清掃センター燃焼炉内のクリンカ防止板改修工事等の所要額、そのほか経常経費を計上いたしております。

また、歳入につきましては、事務事業ごとの負担割合に応じた構成市町村の分担金などを計上いたしております。

以上、6件につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、広域連合事務局長に補足させますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

議長（畝原幸裕） 次に、広域連合事務局長。

広域連合事務局長（児玉貴美） それでは、配付いたしております議案書と議案参考により連合長の提案理由の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号日向東臼杵広域連合行政不服審査法施行条例について補足説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

主な規定について御説明いたします。

第3条の規定は、行政処分に対する不服申し立てにおいて、諮問手続を受ける機関として日向東臼杵広域連合行政不服審査会を新たに設置することを規定するものでございます。

第4条の規定は、審査会の委員の選定につきまして規定するものでございます。

第5条の規定は、審査会の委員に対し、個人情報等の漏えいを行わないよう守秘義務を規定するものでございます。

第7条の規定は、専門の事項を調査させるため、必要に応じて審査会に専門委員を置くことができることを規定するものでございます。

第13条の規定は、審査請求人または参加人に対し、書面の写しを交付する際の手数料を無料とし、別途実費負担を求める規定でございます。

施行日は、平成28年4月1日としております。

なお、経過措置といたしまして、条例の施行日の前にされた行政処分等に対する不服申し立てについては、従前の例による旨を規定しております。

あわせて、審査会の委員の報酬を日額8,000円と規定しております。

次に、議案第3号日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

本条例は、行政不服審査法が全部改正されたことにより異議申し立ての手続がなくなることから、当該手続に関連する条文の改正を行うものでございます。

施行日は、平成28年4月1日としております。

なお、この条例の施行日前に不服申し立てがされた場合は従前の手続による旨の経過措置を

設けております。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。

この条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、改正が必要となった条例を2条建てにして改正しております。

主な改正内容につきまして申し上げます。

第1条の日向東臼杵広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、第3条において、人事等の運営の状況に関し報告しなければならない事項として、新たに職員の人事評価及び退職管理の状況を加えるとともに、勤務成績の評定の状況を削除するものでございます。

第2条の日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例における引用条項の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日としております。

次に、議案第5号第4向日向東臼杵広域連合広域計画の策定につきまして補足説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

現計画であります第3次広域計画は、平成22年度に策定いたしましたが、本年度で期間満了となりますことから、新たな広域計画を策定する必要がございます。

第4次広域計画の策定に当たりましては、構成市町村の担当課長をメンバーとする構成市町村担当課長会や広域連合副長を会長とします広域計画策定等委員会の中で内容の検討を行いました。

計画では、議案書14ページにお示しのように、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るため、安全で安定した施設の管理運営を初めとする4つの基本方針を定めました。

そして、その方針に基づき、清掃センター、最終処分場、火葬場に係る3つの事務事業につきまして課題の抽出を行い、施策の展開として位置づけたところでございます。

計画の主な変更点は、清掃センターにつきましては、17ページ(2)施設の延命化の推進にございますように、目標年度である平成35年度までは施設の延命化を図ること。それまでにさらなる延命化を図るか施設を更新するかを検討すること。

また、(3)災害廃棄物処理で、災害廃棄物処理計画の策定を新たに追加しております。

最終処分場建設につきましては、19ページ(1)管理型最終処分場の整備で、現在の埋め立

て先であります日向市一般廃棄物最終処分場の埋め立て終了年を考慮しながら、次期最終処分場の整備に向け、日向市を含めた事務事業を展開することを載せております。

火葬場につきましては、21ページ(1)安全で安定した施設の管理・運営で、本年度策定いたしました第2次日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づき、計画的な維持補修工事を実施することを載せております。

次に、議案第6号平成27年度日向東臼杵広域連合補正予算(第1号)につきまして、補足説明いたします。

別冊の議案参考の3ページをお開きください。

清掃センターでごみを焼却した際に、1割ほど残渣が発生しております。焼却灰とバグフィルターに付着した飛灰でございますが、現在この焼却残渣は、日向市の最終処分場に埋立処理させていただいております。そして、日向市のほうに最終処分場施設利用負担金としてお支払いしております。

これまで、清掃センターで取り扱う燃やせるごみの量は、構成市町村におけるごみの分別を初め、ごみ減量化の努力によりまして年々減少してまいりました。

しかし、本年度は焼却残渣が少し増加しておりますことから、当該負担金の不足のおそれが生じてまいりました。量にして200トン分、金額にして352万円です。

そのため、同事業内の維持補修工事及び原材料費から同負担金へ予算の組み替えを行うものでございます。

最後に、議案第7号平成28年度日向東臼杵広域連合予算につきまして補足説明いたします。

お手元の議案参考により説明してまいります。

5ページをお開きください。そこには予算の概要を記しております。

平成28年度の当初予算につきましては、歳入歳出の総額を5億9,200万円とするものでございます。この予算を前年度当初予算と比較しますと2,700万円、率にしまして4.8%の増となっております。

増となりました主な理由につきましては、下の欄の歳出の内訳の表をごらんください。

大きなものは、公債費の中のごみ処理施設費の元金が1,481万5,000円の増となっております。

先ほど連合長の説明にありましたように、平成25年度に清掃センターの基幹工事に伴い借りました分の元金償還が1,460万6,000円ほど新たに発生したためでございます。

それから、衛生費のごみ処理施設費の中の最終処分場施設利用負担金や維持補修工事費等の増に伴い801万3,000円の増、同じく衛生費の最終処分場費の中の委託料等の増に伴い493万6,000円の増となっております。この委託料につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、歳入ですが、上の欄の歳入の内訳の表をごらんください。

主なものは、構成市町村からの分担金で5億1,711万5,000円です。前年度当初と比べまして1,850万1,000円、率にして3.7%の増となっております。

7ページには、その分担金の事業費ごと、構成市町村ごとの内訳を記しております。

5ページに戻りまして、負担金4,712万円ですが、清掃センター整備に伴います起債償還金に係る後年度交付税措置によるもので、償還額がふえてきていることから、交付税措置分もふえております。

その下の使用料及び手数料は、斎場使用料でございます。

8ページから19ページまでが、歳出の事業別予算ごとの内訳と事業の目的・内容になります。人件費については除いております。その主なものについて御説明いたします。

13ページをお開きください。斎場施設整備事業でございます。

斎場の施設整備につきましては、第2次日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づき、年次的に行うこととしております。

事業内容といたしましては、バグフィルターの取替工事をC系統、すなわち5号炉と胞衣炉の共通系で行うこととしております。それから、全ての炉の炉内耐火物取替工事を予定しております。

また、斎場には屋外用気中負荷開閉器というものが設置されております。これは、構内で過電流や漏電等により事故が発生した場合、近隣や地域に停電等の波及事故が起こらないようにする保安装置です。この保安装置が、耐用年数を既に経過していることから、取替工事を予定しております。

次に、14ページをごらんください。

斎場施設運営管理費でございます。斎場の運営管理につきましては、多様化する住民ニーズに対応するために細やかなサービスに心がけております。

事業の中で金額が大きいのが2,353万2,000円のその他の委託料ですが、そのほとんどは東郷霊苑運転管理業務でございまして、日向衛生公社と平成27年度からの3カ年の運転管理業務委託を締結しております。

あと、施設維持管理委託料として空調・電気・消防設備の保守点検業務委託や清掃・警備・植栽等の委託を予定しております。

次に、15ページをお開きください。

最終処分場施設整備事業でございます。

次期最終処分場につきましては、日向市一般廃棄物最終処分場の埋め立て終了年、現在のところ平成44年度と予測されておりますが、その終了年を考慮しながら整備することとしております。

平成28年度は、最終処分場候補地に立ち入り、地滑り箇所の有無を初めとする簡易な地質調査及び施設建設に係る所要敷地面積の調査、その他の調査を予定しておりますので、その調査委託費を委託料として新たに計上させていただいております。

最終処分場施設利用負担金の452万4,000円は、日向市を除く2町2村の不燃残渣を最終処分

場で埋立て処理する際、不燃残渣の量に応じ日向市に支払う負担金でございます。

不燃残渣は、粗大ごみ等がひゅうがりサイクルセンターで中間処理された後の不燃物でございます。

次に、16ページをごらんください。

ごみ処理施設運営管理費でございます。

清掃センターの運営管理につきましては、安定したごみ処理が維持できるよう、平成20年度に作成しました焼却処理施設延命化長期計画書及び平成22年度に作成しました清掃センター長寿命化計画書に基づき計画的に整備し、管理しているところでございます。

事業内容といたしましては、維持補修工事6,000万円で炉内燃焼帯のクリンカ防止板改修工事を1炉分予定しております。それと、1号及び2号ごみクレーンのインバータ更新工事等を予定しております。

施設維持管理委託料の1億5,162万2,000円は、主に清掃センター運転管理業務でございまして、日向衛生公社と平成27年度からの2カ年の運転管理業務委託を締結しております。その他施設や機械類の保守点検業務委託を予定しております。

それから、今回は新たに煙突点検調査業務を予定しております。本年度施設検査を実施した際、煙突底部の内部腐食が判明したため、煙突上部までの検査と今後の処置方法も含めて調査することとしております。

歳出の説明は以上でございます。

次に、20ページをお開きください。

ここには、基金の状況をそれぞれの基金の種類ごとに記しております。

本広域連合では、将来的な施設の基幹的設備改良等の財源確保を図るため、4つの基金を設け、分担金の平準化を考慮し、年次的に積み立てております。

平成28年度当初予算では、火葬場施設整備基金及びごみ処理施設整備基金にそれぞれ100万円ずつ計上いたしております。

平成28年度末における基金合計は3億2,916万7,070円となる見込みでございます。

今後とも、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るため、事務事業の効率化、施設の延命化、そして住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

議長（畝原幸裕） 以上で提案理由の説明を終わります。

なお、議案については事前に配付しておりますので、熟読していただいているものとして議事を進めさせていただきます。

ただいまから質疑に入りますが、質疑は通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。

討論交互の原則によって、まず、原案に反対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 討論を終わります。

採決します。ただいま議題となっております議案第2号から第7号の6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの案件は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成28年第1回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時39分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 畝 原 幸 裕

日向東臼杵広域連合議会議員 友 石 司

日向東臼杵広域連合議会議員 安 田 茂 明